

国土交通省中部運輸局

令和5年8月25日14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 江口、細川、松本

TEL 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

静岡地区タクシーの運賃改定について

令和4年10月から令和5年1月までに提出されておりました、静岡地区（次ページ略図参照）におけるタクシー運賃改定要請について審査した結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

(1) 増収率：10.12%

(2) 新運賃の内容（別添1のとおり）

※普通車上限運賃額を抜粋

車種区分	改定運賃（上限運賃）				現行運賃（上限運賃）			
	初乗		加算		初乗		加算	
普通車	1.2km	660円	279m	90円	1.2km	600円	311m	90円

(3) 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

(4) 新運賃の実施日：令和5年9月25日（月）

(5) 査定の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。

このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、静岡県タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること。」について指導をすることとしています。

2. その他参考（運賃改定要請状況）

(1) 要請受付期間 令和4年10月4日～令和5年1月4日

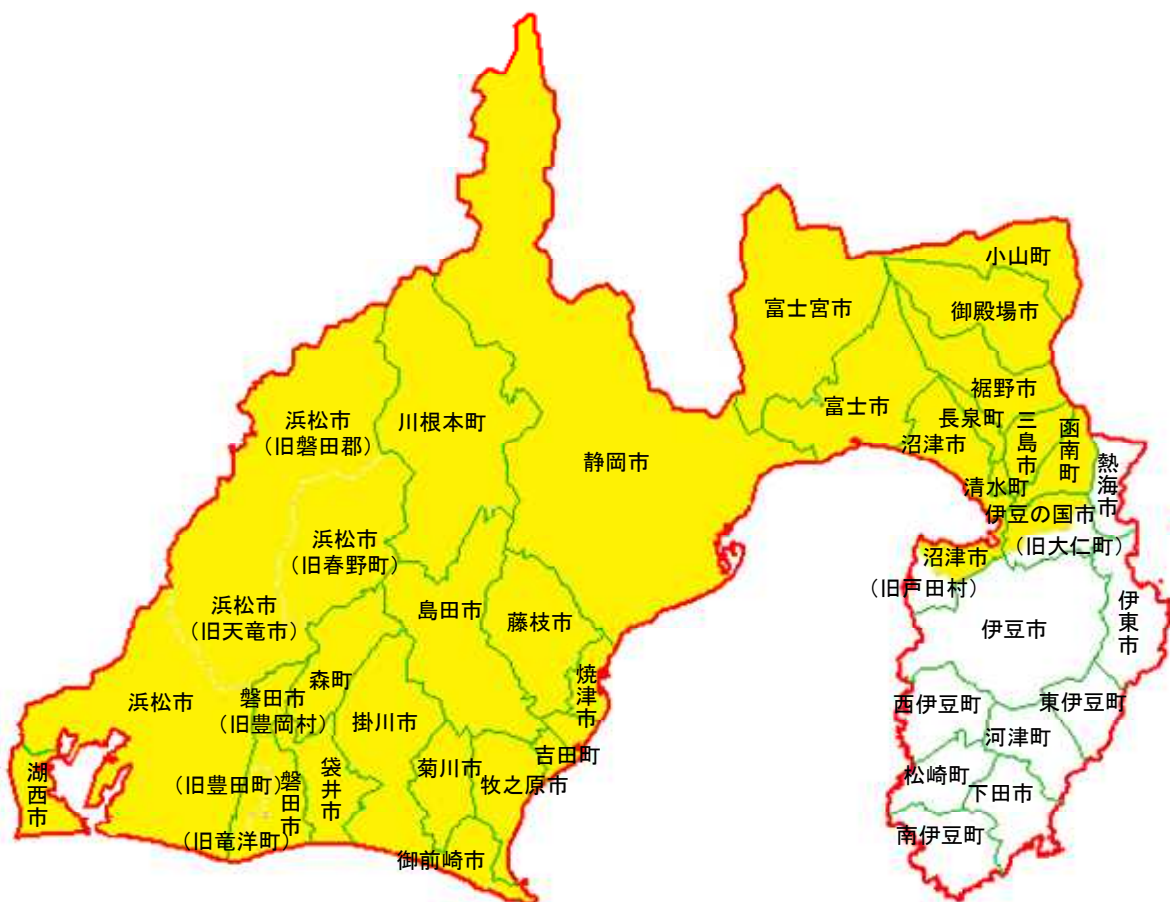
(2) 要請事業者数 70者（地区法人事業者数 89者）
要請車両数 3,569両（地区法人車両数 3,905両）
要請率 91.40%

(3) 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

①初乗運賃	<u>0.9~1.2 km</u>	<u>500~790 円</u>
②加算運賃	<u>137~335m</u>	<u>90~100 円</u>

【静岡地区略図】「静岡地区」とは、下地図の黄色部分です。

静岡県23市12町のうち、静岡市、浜松市、湖西市、磐田市、富士宮市、富士市、沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域を除く。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）、御殿場市、裾野市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡（森町）、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡（吉田町、川根本町）の19市7町の地域



静岡地区 自動認可運賃・料金表

(新)

(1) 運賃及び料金の額
ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 810 円	202 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
B 運賃	1.2 km 800 円	205 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
C 運賃	1.2 km 790 円	207 m 100 円	1 分 15 秒 100 円
D 運賃	1.2 km 780 円	210 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
E 運賃	1.2 km 770 円	212 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
F 運賃 (下限運賃)	1.2 km 760 円	215 m 100 円	1 分 20 秒 100 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	5,350 円	2,670 円
B 運賃	5,250 円	2,620 円
C 運賃	5,200 円	2,600 円
D 運賃	5,150 円	2,570 円
E 運賃	5,050 円	2,520 円
F 運賃 (下限運賃)	5,000 円	2,500 円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 780 円	209 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
B 運賃	1.2 km 770 円	212 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
C 運賃	1.2 km 760 円	215 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
D 運賃	1.2 km 750 円	217 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
E 運賃 (下限運賃)	1.2 km 740 円	220 m 100 円	1 分 20 秒 100 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	5,000 円	2,500 円
B 運賃	4,900 円	2,450 円
C 運賃	4,850 円	2,420 円
D 運賃	4,800 円	2,400 円
E 運賃 (下限運賃)	4,700 円	2,350 円

ウ. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 660 円	279 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	1.2 km 650 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	1.2 km 640 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	1.2 km 630 円	292 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃 (下限運賃)	1.2 km 620 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	3,550 円	1,770 円
B 運賃	3,450 円	1,720 円
C 運賃	3,400 円	1,700 円
D 運賃	3,350 円	1,670 円
E 運賃 (下限運賃)	3,300 円	1,650 円

(2) 適用地域

【静岡県】 静岡交通圏、浜松交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、御殿場交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、浜松市(ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧磐田郡佐久間町、水窪町、龍山村の区域に限る。)、磐田市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧磐田郡豊岡村の区域に限る。)

静岡地区 自動認可運賃・料金表

(旧)

(1) 運賃及び料金の額
ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 730 円	224 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B 運賃	1.2 km 720 円	227 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C 運賃	1.2 km 710 円	230 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
D 運賃 (下限運賃)	1.2 km 700 円	234 m 100 円	1 分 25 秒 100 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	4,850 円	2,420 円
B 運賃	4,750 円	2,370 円
C 運賃	4,700 円	2,350 円
D 運賃 (下限運賃)	4,650 円	2,320 円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 700 円	232 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B 運賃	1.2 km 690 円	235 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C 運賃 (下限運賃)	1.2 km 680 円	239 m 100 円	1 分 30 秒 100 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	4,550 円	2,270 円
B 運賃	4,450 円	2,220 円
C 運賃 (下限運賃)	4,400 円	2,200 円

ウ. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
A 運賃 (上限運賃)	1.2 km 600 円	311 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
B 運賃	1.2 km 590 円	316 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
C 運賃 (下限運賃)	1.2 km 580 円	322 m 90 円	2 分 0 秒 90 円

	時間制運賃	
	運賃 30分	加算運賃 15分
A 運賃 (上限運賃)	3,250 円	1,620 円
B 運賃	3,150 円	1,570 円
C 運賃 (下限運賃)	3,100 円	1,550 円

(2) 適用地域

【静岡県】 静岡交通圏、浜松交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、御殿場交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、浜松市(ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧磐田郡佐久間町、水窪町、龍山村の区域に限る。)、磐田市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧磐田郡豊岡村の区域に限る。)

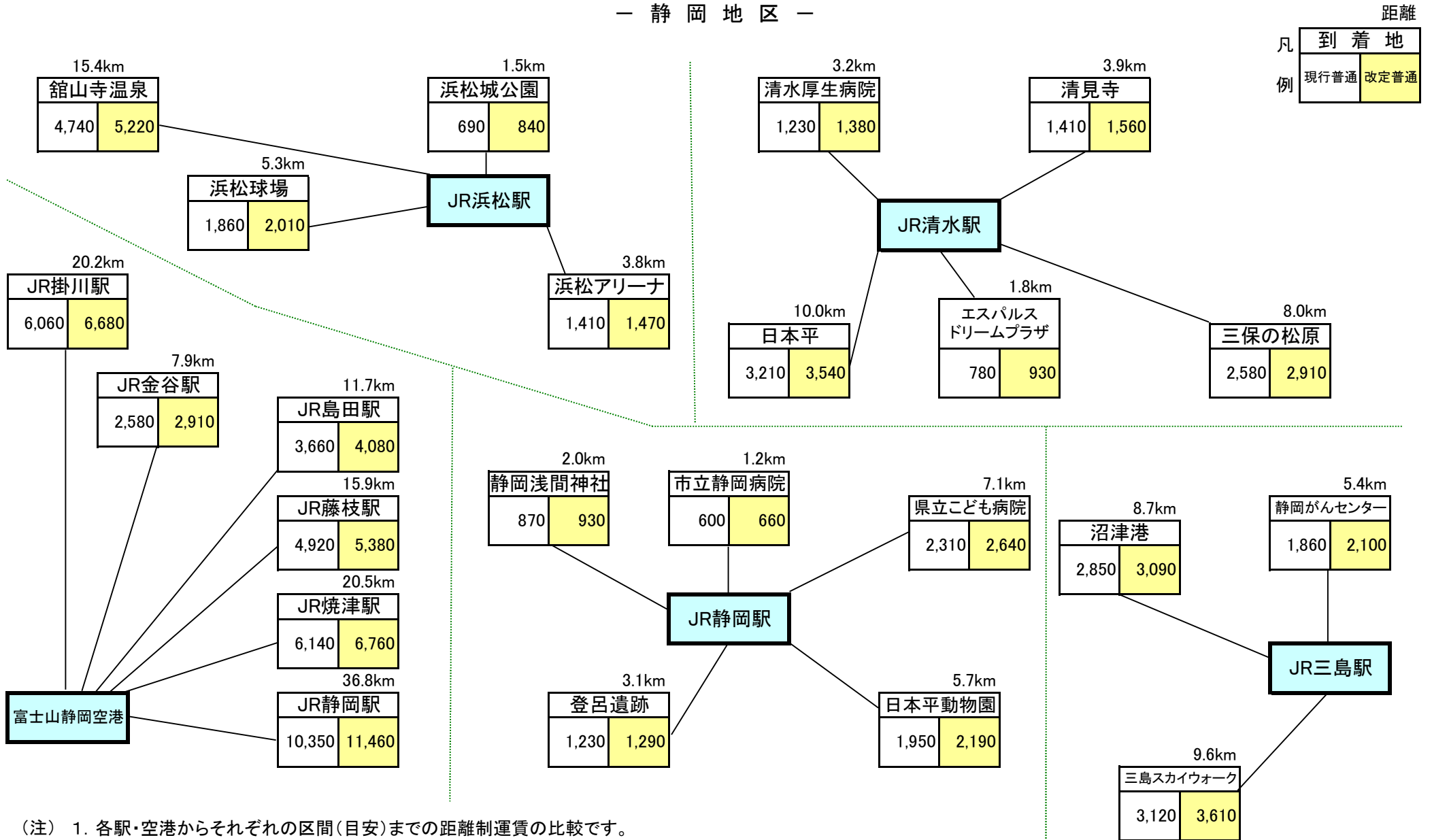
静岡地区タクシー事業の収支実績及び推定収支(原価計算対象事業者20社)

金額の単位は千円

	令和3年度実績		令和5年度(平年度)①要請		令和5年度(平年度)②査定		令和5年度(平年度)③改定後	
	金額	構成比	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	5,960,985	98.67%	6,791,379	96.64%	7,485,415	98.94%	8,242,729	99.04%
運送雑収	20,155	0.33%	57,222	0.81%	20,155	0.27%	20,155	0.24%
営業外収益	60,099	0.99%	178,559	2.54%	60,099	0.79%	60,099	0.72%
計	6,041,239	100.00%	7,027,160	100.00%	7,565,669	100.00%	8,322,983	100.00%
人件費	4,697,431	67.60%	5,729,934	68.65%	5,291,106	66.93%	5,709,213	68.60%
運転者人件費	3,910,110	56.27%	-	-	4,476,335	56.63%	4,894,442	58.81%
その他人件費	787,321	11.33%	-	-	814,771	10.31%	814,771	9.79%
燃料油脂費	415,776	5.98%	517,268	6.20%	519,794	6.58%	519,794	6.25%
車両修繕費	130,806	1.88%	158,008	1.89%	164,368	2.08%	164,368	1.97%
車両償却費	58,142	0.84%	176,959	2.12%	86,022	1.09%	86,022	1.03%
自動車リース料	84,950	1.22%	-	-	102,330	1.29%	102,330	1.23%
その他運送費	680,374	9.79%	822,072	9.85%	827,651	10.47%	827,651	9.94%
一般管理費	689,711	9.93%	784,624	9.40%	714,959	9.04%	714,959	8.59%
営業外費用	41,156	0.59%	49,026	0.59%	47,818	0.60%	47,818	0.57%
小計	6,798,347	97.83%	8,237,891	98.69%	7,754,048	98.09%	8,172,155	98.19%
適正利潤	150,828	2.17%	109,220	1.31%	150,828	1.91%	150,828	1.81%
運送原価	6,949,175	100.00%	8,347,111	100.00%	7,904,876	100.00%	8,322,983	100.00%
収支差(利潤込)	△ 907,936		△ 1,319,951		△ 339,207		0	
収支率(同)	86.93%		84.19%		95.71%		100.00%	
所要増収額	907,936		1,319,951		757,314			
(所要)増収率	15.23%		19.44%		10.12%		0.00%	

現行上限運賃と改定上限運賃の比較
 - 静岡地区 -

(別添3)



- (注) 1. 各駅・空港からそれぞれの区間(目安)までの距離制運賃の比較です。
 2. 遠距離割引(5,000円超1割引)を適用した額です。
 3. 所要時間、選択経路によってはここに示した額と実際の額とに差が生じる場合があります。
 4. 時間距離併用制運賃が加算された場合はこの額より高くなります。
 5. 昼間時間帯(午前5時～午後10時までの時間帯)の運賃額です。